

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法に基づく取組の検討はお済みですか？

常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、
「一般事業主行動計画」の策定・届出が令和4年4月1日から必要となります。

【101人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様へ】

令和4年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・労働局への届出、③情報公表などを行う必要があります。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、100人以下の事業主の皆様は努力義務となります。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください

行動計画の策定にあたっては、自社の女性の活躍に関する状況に関して、状況把握、課題分析を行い、その結果を勘案し定める必要があります。課題の分析にあたっては、まず**基礎項目（必ず把握すべき項目）**の状況把握、課題分析を行い、その結果、事業主にとって課題であると判断された事項について、さらにその原因の分析を深めましょう。

【基礎項目（必ず把握すべき項目）】

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率



<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、外部への公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表を行ってください。

※外部への公表は女性の活躍推進企業データベースをご利用ください。

行動計画には、(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期を盛り込んでください。



<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につながるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。公表する項目（「情報公表項目」）は定められた中から選択することができます。

★情報公表項目 例：
・採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
・労働者の一月当たりの平均残業時間
・管理職に占める女性労働者の割合
・男女別の再雇用又は中途採用の実績

●行動計画の外部への公表、自社の女性活躍に関する情報の公表をする際、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

検索！

女性活躍・両立支援総合サイト



●行動計画を労働局へ届け出る際、「一般事業主行動計画策定・変更届様式」をご利用ください。三重労働局ホームページからダウンロードできます。

☆女性活躍推進法の詳細は、三重労働局雇用環境・均等室にお問い合わせになるか、または、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。検索！

女性活躍推進法特集ページ



厚生労働省では、**女性社員の活躍推進に取り組む中小企業**を応援しています。

中小企業事業主が女性社員の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、課題解決に相応しい**取組目標**及び**数値目標**を盛り込んだ**一般事業主行動計画**（行動計画）を策定・公表し、取組目標を実施したことにより、数値目標を達成した場合に助成金を支給しています。

支給申請は**三重労働局雇用環境・均等室**に行ってください。

- ・ **中小企業事業主**：常時雇用する労働者が300人以下の事業主
- ・ **行動計画の期間**：2～5年

数値目標・取組目標は支給要領に定めるものであることが必要です。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000617447.pdf>

* 女性活躍推進の取組及び助成金申請の流れ

(1) 女性社員の活躍の状況把握を行い、女性の活躍に向けた課題を分析

(2) 課題解決に相応しい数値目標とその達成に向けた取組目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表・策定届の届出と女性活躍の状況の公表（公表は、「女性の活躍推進企業データベース」★）

(3) 取組目標の実施

(4) 取組目標を実施した結果、3年以内に数値目標を達成し、達成状況を公表（公表先は(2)と同じ）
⇒ **助成金の支給**（定額）

★女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

支給対象となる目標・助成額

◎ 目標の区分

- ・ 女性の積極採用に関する目標
- ・ 女性の積極登用・評価・昇進に関する目標
- ・ 女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- ・ 多様なキャリアコースに関する目標

◇ 助成額

47.5万円<60万円>

※ <> は生産性要件を満たした場合に支給

助成は1企業1回限り

これまで本助成金を受給した企業は対象となりません

他の助成金との併給調整が行われる場合があります

要件を満たせば経過措置が適用になる場合があります



お問い合わせ先



三重労働局雇用環境・均等室

住所：三重県津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階

TEL：059-226-2318（女性活躍推進法担当）

059-261-2978（助成金担当）

三重労働局HP：<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>